

(仮称) 八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(骨子)(案)

1. 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(以下、「DV」という。)は、男女共同参画社会を実現する上で解決すべき重要な課題です。市では、「八尾市男女共同参画推進条例」や「第2次 やお女と男のはつらつプラン」等に基づき、DVに関する相談業務やDV被害者支援に取り組んできましたが、DV防止及び被害者支援の施策をより一層きめ細かく、また総合的かつ計画的に進めていく必要があることから本計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「配偶者暴力防止法」という。)」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」と位置づけ、市のDV防止及び被害者支援のための施策を総合的に推進するための計画とします。

3. 計画の期間

本計画の期間は「第2次 やお女と男のはつらつプラン」の一部でもあることから、計画期間を合わせる必要があるため、平成25(2013)年度から平成27(2015)年度までの3年間とします。ただし、配偶者暴力防止法が改正された場合、及び国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し等により新たに計画に盛り込む事項が発生した場合は、必要に応じて見直すこととします。

4. 計画の基本理念

本計画は、八尾市男女共同参画推進条例第3条第1項にのっとり、「第2次 やお女と男のはつらつプラン」の基本課題6「あらゆる暴力の根絶」におけるDVの防止及び被害者の保護、支援に特化し、計画の基本理念を「配偶者等からの暴力の根絶」とします。

5. 計画の基本目標

本計画では、次の4つの基本目標を柱に、それぞれの基本目標を達成するために必要となる施策を掲げ、各施策に応じた具体的な取り組みを進めます。

- 目標1 配偶者等からの暴力の防止
- 目標2 被害者の早期発見・相談体制の充実
- 目標3 被害者の保護・自立支援
- 目標4 推進体制の充実(関係機関との連携の充実)

5. 計画の体系（図式化）

本計画の構成について図式化し、分かりやすく表示します。

6. 計画の内容

目標1 配偶者等からの暴力の防止

- 広報・啓発（法・条例等の啓発を含む）
- 教育
- 犯罪防止のための基盤整備
- デートDVの予防

目標2 被害者の早期発見・相談体制の充実

- 相談窓口の周知徹底
- 庁内関係課との連絡、情報共有の強化
- 相談体制の充実（情報提供の充実を含む）（質・量）

目標3 被害者の保護・自立支援

- 被害者の保護
- 被害者の自立支援

目標4 推進体制の充実

- 庁内推進体制の充実（推進本部・審議会・DV連絡会）
- 関係機関とのネットワーク構築